

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
休日を  
翌日と  
する)

## 目次

- ◇ 告 示 保険医等の登録
- 計量器の定期検査の実施
- 土地改良区の役員の就任
- 土地改良事業計画の適否の決定(二件)
- 土地区画整理事業の事業計画の変更の認可(三件)
- 建築基準法による道路の位置の指定

## 告 示

### 鳥取県告示第二百六十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(

昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十三年三月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
藤 本 玲 子	鳥薬第三七三号	昭和五十三年三月八日
橋 本 俊 朗	鳥医第二、二五一号	昭和五十三年三月九日

### 鳥取県告示第二百六十九号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四百十条の規定に基づき、西伯郡に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

昭和五十三年三月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

#### 一 計量法第四百十二条各号に掲げる計量器

実 施 期 間 実 施 場 所

昭和五十三年四月二十五日から

当該計量器の所在の場所

昭和五十三年三月三十一日まで

#### 二 計量法第四百十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実 施 期 日 実 施 時 間 実 施 区 域 実 施 場 所

四月二十五日

午前十時から  
午後三時まで

名和町 名和町役場

四月二十六日

〃

大山町 大山町中央公民館

四月二十七日	淀江町	淀江中央公民館
四月二十八日	中山町	下中山小学校
五月九日	日吉津村	日吉津 スポーツセンター
五月十日	岸本町	岸本中学校
五月十一日	会見町	会見町公民館
五月十二日	西伯町	西伯中央集会所

鳥取県告示第二百七十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十三年三月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

会見地区土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事	中村 卓朗	西伯郡会見町高姫七三四番地
"	吉持 恒	" 田住一四一番地
"	田貝 國浩	" 金田二五七番地
"	前谷 光久	" 西伯町大字福成一〇八二番地
"	長谷川 弘	米子市青木五三六番地
"	赤井 祁朗	西伯郡会見町朝金五一九番地
"	新井 猛	" 宮前一五四番地の三

任期満了により退任

会見地区土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事	中村 卓朗	西伯郡会見町高姫七三四番地
"	潮 麻雄	" 天萬一五二六番地
"	田貝 國浩	" 金田二五七番地

"	石塚 信考	" 三八三番地の一
"	稲田 衛	" 寺内三三二番地
"	岩田 茂光	" 諸木七八番地
"	潮 麻雄	" 天萬一五二六番地
"	梅原 静雄	" 御内谷九五二番地
"	斉鹿 哲夫	" 浅井四五五番地
"	長谷川 明人	" 米子市上安曇三二三番地
"	丸山 勉	" 西伯郡西伯町大字境五六一番地の一
"	山田 公德	" 会見町三崎二五七番地
"	宮倉 文治	" 西伯町大字境九九九番地
"	都田 三郎	" 会見町天萬七一五番地
"	山中 時雄	" 市山四三七番地
"	吉田 明雄	" 米子市大袋二九六番地
監事	岩田 一郎	西伯郡会見町諸木三〇二番地
"	赤井 竹章	" 朝金七五二番地
"	田子 兵衛門	" 西伯町大字境二四九番地
"	香田 克己	米子市下安曇一二九番地

赤井 祐朗	朝金五一九番地
新井 猛	宮前一五四番地の三
稲田 衛	寺内三三二番地
岩田 茂光	諸木七八番地
梅原 静雄	御内谷九五二番地
加藤 正己	宮前三六八番地
小林 勉	田住四三四番地
斎鹿 哲夫	浅井四五五番地
長谷川 明人	米子市上安曇三二三番地
長谷川 弘	青木五三六番地
濱田 健徳	西伯郡会見町三崎一五九番地の三
前谷 光久	西伯町大字福成一〇八二番地
丸山 勉	境五六一番地の一
宮倉 文治	九四九番地
都田 三郎	会見町天萬七一五番地
山中 時雄	市山四三七番地
吉田 明雄	米子市大袋二九六番地
監事 岩田 一郎	西伯郡会見町諸木三〇二番地
三嶋 薫	井上六五八番地
香田 克己	米子市下安曇一二九番地
田子 兵衛門	西伯郡西伯町大字境二四九番地

昭和五十三年一月九日開催の臨時総代会において選任され、昭和五十三年一月二十七日就任 任期四年

東郷湖周辺土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事 森 田 徳 泰 東伯郡東郷町大字川上八三六番地

昭和五十三年三月二日開催の総代会において理事補欠選挙の結果当選し、昭和五十三年三月九日就任 任期昭和五十五年七月二十四日まで

鳥取県告示第二百七十一号

昭和五十三年一月二十八日付けで岸本町から申請のあつた土地改良(吉定地区は場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年三月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年三月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岸本町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第二百七十二号

昭和五十三年三月一日付けで青谷町から申請のあつた土地改良(善田地  
区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地  
改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において  
準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年三月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

## 二 縦覧に供する期間

昭和五十三年三月二十五日から二十日間

## 三 縦覧に供する場所

青谷町役場

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期  
間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第二百七十三号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第一百十九号)第十条第一項の規定に  
基づき、福庭土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同法同  
条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告  
示する。

昭和五十三年三月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 一 施行者の住所及び氏名又は名称

鳥取市瓦町三五一番地

株式会社 湖東商事

代表取締役 森本保雄

神戸市須磨区潮見台一丁目三四番地

野一色正知

## 二 事務所の所在地

鳥取市瓦町三五一番地

株式会社 湖東商事

## 三 事業施行期間

昭和五十二年七月二十六日から昭和五十四年三月三十一日まで

## 四 施行地区

倉吉市福庭字澤及び字清水の各一部

## 五 施行認可の年月日

昭和五十二年七月二十日

## 六 事業年度

昭和五十二年度及び昭和五十三年度

## 七 公告の方法

鳥取市瓦町三五一番地株式会社湖東商事掲示板に掲示する。

## 八 変更認可の年月日

昭和五十三年三月二十日

## 鳥取県告示第二百七十四号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第一百十九号)第十条第一項の規定に

基づき、末恒団地第一土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年三月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の住所及び名称

鳥取市東町一丁目二七一番地

鳥取県住宅供給公社

二 事務所所在地

鳥取市東町一丁目二七一番地

三 事業施行期間

第二工区

変更前	昭和四十七年十月二十七日から昭和五十三年三月三十一日まで
変更後	昭和四十七年十月二十七日から昭和五十四年三月三十一日まで

四 施行地区

第二工区

鳥取市三津字鳥打場ノ二及び字西傍示ノ壹の各一部並びに伏野字内

河原及び字深沢の各一部

五 施行認可の年月日

昭和四十七年十月二十三日

六 事業年度

昭和四十七年度から昭和五十三年度まで

七 公告の方法

鳥取市東町一丁目二七一番地鳥取県住宅供給公社掲示板に掲示する。

八 変更認可の年月日

昭和五十三年三月二十日

鳥取県告示第二百七十五号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第十条第一項の規定に基づき、末恒団地第三土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年三月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の住所及び名称

鳥取市東町一丁目二七一番地

鳥取県住宅供給公社

二 事務所所在地

鳥取市東町一丁目二七一番地

三 事業施行期間

第三工区

変更前	昭和四十八年七月二十四日から昭和五十三年三月三十一日まで
変更後	昭和四十八年七月二十四日から昭和五十四年三月三十一日まで

四 施行地区

第三工区

鳥取市三津字赤瀬、字石原、字三石、字入江、字山崎及び字石原平の各一部

五 施行認可の年月日

昭和四十八年七月十八日

六 事業年度

変更前	昭和四十八年度から昭和五十二年度まで
変更後	昭和四十八年度から昭和五十三年度まで

七 公告の方法

鳥取市東町一丁目二七一番地鳥取県住宅供給公社掲示板に掲示する。

八 変更認可の年月日

昭和五十三年三月二十日

鳥取県告示第二百七十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和五十三年三月二十四日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和五十三年三月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

申請人の住所及び氏名 倉吉市福庭四五九番地 井手添 茂	道路の位置の指定場所 倉吉市福庭字北田三二二一、三二二二の一部、三二二一七、三一四一一三、三二五一一の一部及び三二五一七	道路の幅員及び延長 幅員 五・五〇〇六・三〇メートル 延長 五〇・〇〇メートル
-----------------------------------	---	---

## 鳥取県公報の購読の申込みについて

鳥取県公報を現在購読し、4月以降も引き続き購読される方及び新規に4月から購読を希望される方は、裏面の鳥取県公報購読申込書に購読期間分の料金（1部1箇月800円。郵送料を含む。）を添えて3月31日までに鳥取市東町1丁目220番地鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、官公署が購読を申し込まれる場合は、その料金は、4月以降に県が発行する納入通知書により、納めることもできます。

# 鳥 取 県 公 報 購 読 申 込 書

昭和 年 月 日から昭和 年 月 日まで、鳥取県公報を 部購

読したので、購読料金 円を添えて申し込めます。

昭和 年 月 日

住所

氏名

(団体の場合は、  
及び代表者名 団体名)

鳥取県知事 平 林 鴻 三 殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む。)】

